

セクション III - 規定

第1章 目的

1.1 目的 (S1 5.2)

この大会の目的は、以下の通りである。

- チャンピオンパイロットを決定する。
- パイロットと機体のパフォーマンスの比較により、航空機の発達を促進する。
- 各国の気球関係者の友好を促進する。

1.2 チャンピオンの定義 (S1 5.8)

1.2.1 大会の最後において、それぞれのカテゴリーにおいて最も高い得点を得た競技者が勝者である。

1.2.2 チャンピオンとして認定され、宣言されるためには、最低 2 回の飛行で少なくとも 3 回のタスクが行われなければならない。

1.3 英語の解釈

1.3.1 「Shall」と「Must」は、その適用が強制的なものである。違反した場合、通常、ペナルティ、不利となる解釈、その他の不利益が与えられる。

1.3.2 「Should」は、その適用が推奨されているもの。違反した場合、ペナルティ、不利となる解釈、その他の不利益が与えられることがある。

1.3.3 「May」は、適用が選択的なものである。

1.4 必要書類

競技者は、以下の書類を大会受付時に提示する。

- a. パイロット・ライセンス
- b. パイロット・ログブック
- c. 機体ログブック
- d. 機体耐空証明書
- e. 機体登録証明書
- f. 保険証券
- g. FAI スポーティングライセンス
- h. パスポートもしくは身分証明書

第2章 参加資格

2.1 競技者 (GS 3.2.2 part, S1 5.5.9)

2.1.1 競技者とは、スポーティング・イベントに参加し競技を行なう者をいう。

2.1.2 第 1 カテゴリー・スポーティング・イベントのゼネラル・ブリーフィング開始以降は、競技者の変更は許されない。

2.2 競技者の代表権 (GS 3.7.2, S1 5.1.1)

2.2.1 国際スポーティングイベントにおいては、競技者は、国際チームに属していない限り、その競技者に FAI スポーティングライセンスを発行した NAC を代表するものとする。

2.2.2 指定されたオブザーバーを除いて、過去に各国選手権、大陸選手権、世界選手権、ワールドエアゲームスに参加した飛行クルーもしくはパッセンジャーが飛行する場合、彼は競技者と同じの国籍でなければならない。

2.2.3 世界選手権、地域・大陸選手権、及び特別国際競技会は以下のカテゴリーごとに開催される。

一般: 性別または年齢の制限を擁しないカテゴリー。

女性: 競技役員を除き、全ての搭乗者は女性でなければならないカテゴリー。

ジュニア: 競技役員を除き、全ての搭乗者はセクション 1 に定められた年齢制限よりも若いことが求められるカテゴリー。

- 2.3 **資格制限 (S1 5.6.4)**
機長は大会開始に先立つ 12 ヶ月前に該当クラスの機長資格を受け、また、エントリー締切日までに少なくとも 50 時間の該当クラスの機長経験がなければならない。
- 2.4 **スポーティング・ライセンス (GS 8.1.2 part)**
所持者は、自分のスポーティング・ライセンスに署名しなければならない。署名により、所持者は、FAI スポーティング・コードを熟知し理解し、またそれを遵守することを誓約することになる。
- 2.5 **エントリー**
エントリー書類とエントリー料は、エントリー受付終了日までに、主催者に提出されなければならない。ただし、主催者によって追加受理された場合は、この限りではない。
- 2.6 **エントリーの受諾**
エントリーの締切日から 7 日以内に、エントリーの確認を受け取っていない競技者は、主催者に照会しなければならない。
- 2.7 **スポーティング・コード、規定、規則の受諾 (GS 3.11.1)**
役員及び競技者は、FAI スポーティングコード並びにこの大会のための競技規定および規則を理解し、またそれらに拘束されるものであることを求められ、参加することにより、無条件に受諾しているものとみなされる。また、彼等は各 NAC の代表であることを認識し、スポーティング・マナーに基づいて競技し、その行動は賞賛されるものでなければならない。
- 2.8 **責任追究の放棄**
大会にエントリーすることにより、競技者は、大会主催者・関係するすべての場所の所有者・それぞれのメンバー、従業員や個人などに対して、彼らまたは他の競技者の行為の結果もしくは怠慢の結果によっていかなる損失や損害を被ったとしても、その責任追究を一切行なわないものとする。
- 2.9 **第三者への責任**
競技者は、大会にエントリーすることにより、競技者自身もしくはそのクルーによって引き起こされる第三者もしくは第三者の財産に対する損傷・損失・損害について全責任を負うことになる。
- 2.10 **安全**
気象情報もしくは予報、またその他の安全もしくは運航上の情報が、競技者の便宜のために提供される。気球のインフレーションおよび離陸のために、役員が指名される。しかしながら、これらは、この章で定められた競技者の責任を何ら減じるものではない。
- 2.11 **責任 (S1 An3 3)**
インフレーション、離陸、飛行、着陸の全ての過程において参加者および競技者は安全運航の全責任を負っている。彼等は、自分の機材、クルー、自分の技術レベルと経験が、その時の状況にふさわしいかどうか自分自身で確実に判断できなければならない。競技者は大会中のクルーの全ての行動に関して責任を負っている。
- 2.12 **指 揮 (S1 An3 4)**
参加者と競技者とそのクルーは、スポーツマンにふさわしい行動をすること、および大会役員の指示に従うことを求められている。不適切な行為は、ディレクターにより罰則が与えられる。

第3章 機体の資格

- 3.1 **気球の定義 (GS 2.2.1, 2.2.1.1, S1 2.1.1.2)**
- 3.1.1 いかなる動力による推進力も持たず、大気中に静的に浮かぶ、空気より軽い航空機であること。
- 3.1.2 サブクラス AX においては、その浮力は、空気を燃焼して得られたもののみから派生し、球皮には、通常の燃焼生成物と空気より外には含んでいてはならない。
- 3.1.3 気球を推進させる目的で設計されたベントは、使用してはならない。ターニング・ベントは、バスケットの向きを必要な方向に向ける目的に限ってフライト中に使用することができるが、長時間または過度に使用してはならない。この規定の違反は、250 から 500 タスク・ポイントのペナルティとする。
- 3.2 **燃 料**
各気球は、十分な予備燃料を残してタスクを終了することができる燃料を搭載しなければならない。タスクを終了させるのに十分な燃料がなかった場合、それは抗告の根拠とはならない。

- 3.3 気球の指定**
各競技者は、大会中使用する気球を指定しなければならない。以下の規定に定める場合を除き、競技者は、第 1 タスクのブリーフィング開始以降は、使用気球を変更することはできない。最大のサイズを AX-8(3,000 立法メートル、10,500 立法フィート)とする。山岳飛行など特別な大会においては、セクション II で別途定める。
- 3.4 耐空性 (S1 5.5.3)**
大会に参加する気球は、有効な機体登録証および耐空証明書を有していなければならない。後者に関しては、該当国のしかるべき機関の発行する同等の書類でも認められる。主催者は、独自の判断により、妥当な耐空性基準を満たしていないとみなした機体を拒否することができる。
- 3.5 損傷**
- 3.5.1 大会中に損傷を被った機体は、修理することができる。損傷を受けた部分は、交換するか、修理することができる。ただし、球皮全体の交換は、ディレクターの許可を必要とする。
- 3.5.2 **気球の耐空性に影響を及ぼす全ての損傷は、次のフライトに参加するまでに、ディレクターに報告されなければならない。**また、この場合、修理の承認を得るまでは飛行してはならない。違反した場合、最高 1000 コンペティション・ポイントのペナルティが課せられる。
- 3.6 自動飛行制御 (S1 5.9.2)**
その機器の仕様に関わらず、自動飛行制御として稼働するように設計されたいかなる機器も、これを禁止する。
- 3.7 高度計**
各気球は、正しく動作する高度計を搭載しなければならない。
- 3.8 競技者番号**
主催者は、タスク中にバスケットの相対する位置に取り付けておく機体ゼッケンを 2 枚支給する(COH 参照)。すべてのクルー車両は、相対する位置に競技者番号を明確に掲示しなければならない。
- 3.9 バスケット**
「バスケット」という用語は、その構造に関わらず、クルーもしくは乗員の乗る部分を指す。
- 3.10 回収**
- 3.10.1 回収クルーは、役員の許可及び立ち会いがない限り、すべてのマーカー・メジャーリング・エリアまたはターゲットから半径 100 メートル以内に立ち入ってはならない。紙など、仮のマークを除いて、交差点にマークをすることは認められない。
- 3.10.2 気球の回収を支援する全ての車両には、競技者番号を付けなければならない。
- 3.10.3 回収車両は、ディレクターによって設定されるか該当競技者が選択したゴール/ターゲットから半径 100 メートル以内に駐車してはならない。

第4章 競技役員

4.1 イベント・ディレクター (GS 4.3.4.1)

- 4.1.1 イベント・ディレクターは、大会における競技運営の責任者である。イベント・ディレクターは、デプティ・ディレクター 1 名と補佐するテクニカル・オフィシャルを伴わなければならない。イベント・ディレクターとデプティ・ディレクターは CIA の承認を受けなければならない。
- 4.1.2 イベント・ディレクターは、競技を滞りなく円滑でかつ安全に運営する責任を負っている。イベント・ディレクターは、スポーティング・コードに定める規定や競技規定に従い、運営上の決定を下さなければならない。イベント・ディレクターは、競技者が競技規定に従わなかったり不正な行為を行なった場合、その者にペナルティーを課したりその者を失格とすることができる。イベント・ディレクターは、要求された場合、国際陪審員会に出席し証拠を提出しなければならない。
- 4.1.3 本規定中では、「イベント・ディレクター」を「ディレクター」と表記することがある。

4.2 スチュワード (GS 4.3.4.2)

- 4.2.1 スチュワードは、ディレクターへのアドバイザーである。スチュワードは、大会の状況を監視し、不正行為、競技規定抵触、他の競技者や第三者への安全侵害等、気球スポーツにとって有害な行為あった場合これを報告する。国際陪審員の検討に必要なと思われる情報と事実を収集する。

競技規定や規則の解釈に関するアドバイス、ペナルティーのアドバイスを与える。

- 4.2.2 スチュワードは、いかなる執行権も与えられていない。スチュワードは、主催団体の一員であってはならない。スチュワードは、国際陪審員会に傍聴人もしくは目撃者として出席することができる。
- 4.3 陪審員の責務 (GS: 4.3.1, 4.3.2, S1 5.10 part)**
- 4.3.1 CIA によって任命もしくは承認された陪審員は、助言、裁定、規定解釈に対して評価をする責任を負っている。
- 4.3.2 陪審委員長は、陪審委員会の議長を努めることに加え、主催者に対して、FAI スポーティングコード、大会規定並びに規則に従うことを求める権利を持っている。主催者が FAI スポーティングコードや規定に反した場合、陪審委員長は、陪審委員会が状況を検討するために大会を一時的に停止させる権限を持っている。
- 4.3.3 陪審員は、万が一主催者が FAI スポーティングコードならびに大会に関する規定に従わない場合、大会を終了させる権限を有している。陪審員は、FAI の事務局長に対し全てのエントリー・フィーの返還を勧告することができる。
- 4.3.4 陪審員は、スポーティングコード及び大会に関する規定並びに規則に精通していなければならない。少なくとも1名の陪審員は、競技運営中、競技に立ち合っていないなければならない。
- 4.4 セーフティ・オフィサー (S1 5.11)**
- 4.4.1 セーフティ・オフィサーは、国際気球委員会(CIA)によって承認される。
- 4.4.2 セーフティ・オフィサーは、安全に関する事柄、安全に関わる事故などについてイベント・ディレクターに助言を与える。セーフティ・オフィサーの作業手順は、CIA の定める「Safety Officer Handbook (SOH)」による。

第5章 異議申し立てと抗告

- 5.1 競技データの照会 (S1 An3 7.1)**
不満のある競技者は、まず第一に、しかるべき大会役員に助力を求めなければならない。競技者は、競技結果や得点の確認を求めたり、計算方法の説明を求めたりすることができる。
- 5.2 異議申し立て (Complaint) (GS 5.1.1, S1 An3 7)**
- 5.2.1 異議申し立ての目的は、公式な抗告をせずに訂正することにある。
- 5.2.2 異議申し立てとは、競技者がディレクターに対して、競技者が不満な問題について調査を要求することである。
- 5.2.3 公式異議申し立ては英語による文書にて行ない、文書による回答を受け取るものとする。
- 5.2.4 異議申し立ては、競技者からディレクターもしくはディレクターが指名する役員に手渡されなければならない。また手渡された者は、受領と受領時刻を通知しなければならない。
- 5.3 連絡 (S1 An3 7.7)**
回答は、ディレクターが事前に発表した毎日定められた時刻に公式掲示板に掲示される。
- 5.4 公表 (S1 An3 7.7)**
ディレクターは、ディレクターの回答とともに、公式な異議申し立ての原文を公表することができる。競技者から要請がある場合には、ディレクターは原文を公表しなければならない。
- 5.5 抗告 (Protest) (S1 An3 8)**
- 5.5.1 異議申し立てに対するディレクターの回答に不満な競技者は、陪審員に対し抗告を行なう権利がある。
- 5.5.2 抗告の意思表示および供託金を添えた抗告は、競技者からディレクターもしくはディレクターが指名する役員に手渡されなければならない。また手渡された者は、受領と受領時刻を通知しなければならない。
- 5.5.3 抗告を行なう競技者は、口頭による陳述を行なう権利を有する。この会合において、競技者は、自分で選択した通訳もしくは助言者の助力を得ることができる。
- 5.5.4 抗告の内容と陪審員の決定は、公式掲示板に掲示されなければならない。
- 5.6 時間制限 (GS 5.1.1, S1 An3 7)**

5.6.1 異議申し立ての時間制限

- 5.6.1.1 異議申し立ては、異議申し立ての該当するイベントが発生したい直ちに提出され、また速やかに処理されなければならない。
- 5.6.1.2 採点に関する異議申し立ては、発表から 8 時間以内にディレクターに対して行なわれなければならない。大会ディテールに定められた休息時間は、これらの時間制限より除外される。
- 5.6.1.3 公式結果の新しい版の発表により、問題となった事項についてのみ制限時間が延長される。

5.6.2 抗告の時間制限

- 5.6.2.1 抗告を行ないたい競技者は、異議申し立ての回答から 1 時間以内に、その意志があることを表明しなければならない。
- 5.6.2.2 競技者は、異議申し立ての回答から 8 時間以内に、供託金を現金で添えて英語の文書による抗告を提出しなければならない。大会ディテールに定められた休息時間は、これらの時間制限より除外される。

5.6.3 異議申し立てと抗告に関する時間制限の短縮 (S1 An3 7.6, 8.6 part)

- 5.6.3.1 大会最終日もしくはそれ以降に発生した異議申し立ては、公式スコア掲示後から 1 時間以内に、ディレクターに提出されなければならない。
- 5.6.3.2 大会最終日もしくはそれ以降の抗告は、回答から 1 時間以内に提出されなければならない。
- 5.6.3.3 ディレクターは、最終飛行日の全てのタスク結果の公表時刻を告知しなければならない。
- 5.6.3.4 最終飛行日の前日の 13 時以降に公表された採点結果に適用される時間制限は、大会最終競技飛行日もしくはそれ以降は、1 時間に短縮される。

5.7 抗告の取り扱い (GS: 4.3.2, 5.5 part)

- 5.7.1 ディレクターは、いかなる抗告も、速やかに陪審委員長に渡さなければならない。陪審委員長は、抗告受理後 24 時間以内に陪審員会を召集しなければならない。
- 5.7.2 陪審員は、抗告に関わる両者の言い分を聞き、適切な FAI 規定と競技規定を正しく適用しなければならない。
- 5.7.3 陪審委員長は、関連する考察の要約とともに審議結果を遅延なくディレクターに文書によって伝え、ディレクターはそのレポートを公表しなければならない。

5.8 供託金の返還 (GS 5.4.3, 5.4.4)

- 5.8.1 通常、抗告が認められた場合、もしくは陪審員による審問に先だって抗告が取り下げられた場合のみ供託金は返却される。
- 5.8.2 抗告から得られて返還しない供託金は、陪審員によって大会終了後 28 日以内に FAI に送られなければならない。その供託金は CIA によって使用される。

5.9 成績と表彰の陪審員承認 (GS: 3.16.1)

- 5.9.1 大会の成績は、全ての抗告が陪審員によって処理され、また陪審員の業務が終了してのち、最終成績となる。最終成績は、表彰式までに公表されなければならない。
- 5.9.2 陪審員は、公表前に最終総合成績を点検しサインしなければならない。

5.10 公式掲示板 (Official Notice Board)

- 5.10.1 ディレクターは、ゼネラル・ブリーフィングにおいて公式掲示板の設置場所を発表する。これには「Official Notice Board(公式掲示板)」と記され、全ての結果、成績、異議申し立てと抗告への回答、そして大会に関する公式な連絡事項が掲示される。全ての掲示物には、サインと日時が記されなければならない。
- 5.10.2 ゼネラル・ブリーフィングで詳細が発表され、電子掲示板が使用される場合もある。公式掲示板と電子掲示板に不一致がある、またはインターネット接続に不具合が発生した場合、公式掲示板の情報が優先される。

第6章 オブザーバーとロガー

6.1 競技構成

セクション II に定められたように競技は指揮される。規定 6.2 から 6.8 はオブザーバーを使用した競技会にのみ適用される。

6.2 オブザーバー

オブザーバーは、大会役員であり、チーフ・オブザーバーがこれを統括する。オブザーバーの第一の責務は、飛行に関わる場所、時間、距離などの詳細を公平な立場で記録することにある。またオブザーバーは、競技規定や航空法に対する明らかな違反、地主や第三者に対する競技者またはクルーによる思慮に欠ける振る舞いが見られたとき、これを報告する義務がある。

6.3 割り当て

タスク・ブリーフィングにおいて、オブザーバーは、競技者に割り当てられる。2 度以上同じ競技者に割り当てられることはない。また、ワールドエアゲーム、世界選手権、ヨーロッパ選手権においては、オブザーバーと競技者は同一国籍であってはならない。

6.4 援助

6.4.1 オブザーバーは、いかなる場合でも、助言によって競技者を援助してはならない。オブザーバーは、競技者に対して、競技規定を拡大、説明、また解釈したりしてはならない。

6.4.2 オブザーバーは、タスク中、マーカ―や気球の操縦を取り扱ってはならない。

6.4.3 オブザーバーが望み、競技者より求められた場合、地上での取扱やインフレを手伝ってもよい。フライトに同乗する時、競技者の指示により最終着陸を援助することは認められる。

6.5 証書の要求

タスク中、競技者よりタスクに関する情報について、目撃したり記録を求められた場合、オブザーバーはこれに応じなければならない。

6.6 追跡中のオブザーバー

6.6.1 オブザーバーは、フライトに同乗しない場合、追跡車両窓側の席に座り、またクルーは、最終マーカ―が投下されるまで、オブザーバーが気球を肉眼で追跡できるよう最善を尽くさなければならない。オブザーバーは車両を運転してはならない。追跡中クルーより求められた場合、オブザーバーが地図を読むことは認められるが、オブザーバーはその結果に責任を持たない。

6.6.2 オブザーバーを離陸地に同行し、気球を回収し、結果の計測後、速やかに競技本部に連れ戻すことは、競技者とクルーの義務である。

6.6.3 オブザーバーを使用する競技会において、オブザーバーがマーカ―を発見し計測するのを援助することは、クルーの義務である。オブザーバー一人だけをマーカ―搜索の為に放置してはならない。

6.7 写真撮影

オブザーバーは、競技者から許可が得られた場合か、任務上必要とされる場合を除いて、飛行中カメラを搭載したり写真撮影をしたりしてはならない。

6.8 オブザーバー・レポート

競技者は飛行完了後、オブザーバー・レポート・シートに目を通しサインしなければならない。レポート・シートの内容に不満のある競技者は、サイン時にその意志を明記しなければならない。

6.9 GPS 航跡記録装置 (GPS Loggers)

GPS 航跡記録装置は、気球の航跡と高度を記録する機器である。記録されたトラック・ポイントは、位置(経度/緯度)、高度(気圧高度もしくは GPS 高度)及び時間を指し示す。競技者が入力するための装置が種類によっては取り付けられたものがある。同装置は、規定を遵守しているかを監視する機器として、タスク設定並びに採点目的で競技で使用されることがある。競技者は、同装置の使用に関する指示に従わなければならない。

6.10 取り扱い

6.10.1 GPS 航跡記録装置の取り扱いに関するルールは、セクション II に定められる。

6.10.2 競技者はブリーフィング終了後 GPS 航跡記録装置を管理し、電源を入れ、離陸前に気球の適切な場所に取り付ける。

- 6.10.3 着陸後は気球から取り外し、電源を切り、競技本部に返却する。
- 6.10.4 GPS 航跡記録装置を開けること、いじること、ディレクターの指示以外に操作をすることはいかなる時も許されない。
- 6.11 **フライト・レポート・フォーム (FRF) (オブザーバーを使用しない競技会において)**
- 6.11.1 競技者は、フライト・レポート・フォーム(FRF)に離着陸の場所及び時間、推定競技結果、地主に関すること、他の関係することを記載のうえ、署名しなければならない。
- 6.11.2 競技者は以下のものを返却する。
-FRF
-GPS 航跡記録装置
-使用しなかったマーカ―
- 役員への返却をし、署名をもって終了するものとする。上記のものの返却に遅延が発生した場合にはペナルティを課されることがある
- 6.12 **責任**
競技者は、GPS 航跡記録装置を手渡されてから返却するまでの間の紛失、損傷に対する責任を負う。
- 6.13 **GPS 航跡記録装置の故障**
- 6.13.1 報告された GPS 航跡記録装置の不調は、フライト後に不調が再現可能な場合に限り、故障とみなされる。故障が発生した場合は、欠如している航跡情報の代用として、役員が競技者に使用している GPS 機器の提供を求めることがある。
- 6.13.2 公式な航跡記録及び競技者の GPS 機器が結果を確立する為に必要な情報を提供できない場合には、競技者はトラック・ポイントに基づく結果を得ることができない。スコアリングに使用可能な航跡情報(位置、高度、時間)を提供する GPS を搭載すること、公式な航跡記録装置と同じ設定(記録の間隔等)をすることは、競技者の関心事であるとみなされる。
- 6.13.3 競技者の GPS 機器により記録されたエレクトロニクス・マークは、その機器がフライト前にディレクターに認められるか、セクション II に定められた特定の規定に沿った場合にのみ使用される。それ以外は、公式な GPS 航跡記録装置の直近のエレクトロニクス・マーク、直近のフィジカル・マークまたは着陸地点の最良の場所によって採点される。トラック・ポイントによる採点は行われない。

第7章 地図

- 7.1 **競技区域 (Contest Area)**
公式競技地図上で定義された区域で、大会の開始時点で公表される。この外側では、タスクは行なわれず、結果の計測も行なわれない。
- 7.2 **競技外区域 (Out of Bounds)**
ディレクターは、一定の区域ないしは空域を競技外区域として定めることができる。これらの区域内の離陸及び競技着陸は禁止されており、関係するタスクの結果を得られないものとする。OFB 区域、空域内のゴール宣言は無効である。OFB 区域、空域内に有効なマーク、有効なトラック・ポイント、結果を得ることはできない。
- 7.3 **競技禁止空域 (PZs)**
- 7.3.1 ディレクターは、特定の空域と区域を競技禁止の指定を行なうことができる。レッド、イエロー、ブルー PZ 内のマーク、トラック・ポイントは、その空域、区域が OFB に定められない限りは有効である。境界及び、もし制限がある場合は、フィートで表示した平均海面(MSL)からの上限高度を各 PZ ごとに明記しなければならない。
- 7.3.2 円形 PZ(円筒またはドーム型)は、中心を地図のコーディネートで定義し、半径をメートル/フィートで表示しなければならない。自然の地形によって PZ を定義する場合は、それを表記した競技地図のコピーを各競技者に配布しなければならない。
- 7.3.3 PZ には、レッド、イエロー、ブルーの 3 クラスがある。
- 7.3.4 レッド PZ は、それ以下の高度を飛行してはならない上限高度制限付の制限空域である。地上での気球の取扱は許されない。
- 7.3.5 イエロー PZ は、離着陸、地上での気球の取扱が禁止された制限区域である。

- 7.3.6 ブルーPZ は、それ以上の高度を飛行してはならない下限高度制限付きの制限空域である。
- 7.4 **有効な PZ**
各タスクブリーフィングで、そのタスクに関して有効もしくは無効な PZ が公表される。PZ の運用上の目的や他の飛行上の位置づけは、必ずしも告示されないことがある。
- 7.5 **PZ 違反**
そのタスクで発効中の PZ を飛行した競技者には、その違反の程度に応じて最高 1000 ポイントのコンペティション・ペナルティが課せられる。
- 7.6 **地図**
競技者は、競技地図をバスケットに搭載して飛行しなければならない。有効、無効に関わらず全ての公表されている PZ と、全ての競技外区域が、明確にまた正確に記載されていなければならない。競技者は、航空交通管制の制限事項に関する十分な情報が競技地図に記載されていない限り、適切な航空管制図を携帯しなければならない。この規定に違反した競技者は、その競技の飛行を行なってはならない。また、飛行を行なった場合は、最高 250 ポイントのコンペティション・ペナルティが課せられるものとする。
- 7.7 **地球を平面とみなすこと**
採点上、地球は平面とみなす。競技地図上で計算された結果は、正確なものとする。
- 7.8 **マップ・コーディネート**
競技地図上のポイントを識別するために、コーディネートは 8 桁の数字で（最初の 4 桁で西から東方向を表し、次の 4 桁で南から北方向を表す、東西 / 南北）または、セクション II に定められた形式の 1 つで表されなければならない。
事前に用意されたゴールリストで宣言を行なう場合、公表されたリストのゴール番号が正しく表されなければならない。適切でないが、曖昧でない宣言が行われた際のペナルティは、100 タスク・ポイントとする。
- 7.9 **角度**
別途指定されない限り、方位は、競技地図に記載されたグリッド・システムに対する角度を示す。
-

第8章 プログラム、ブリーフィング

- 8.1 **タスク・プログラム**
大会は一連のタスクで構成される。タスクの数と頻度また休止期間については、ディレクターの指示による。最終飛行予定日の前日の最初のタスク・ブリーフィングにおいて、ディレクターは、残された飛行プログラムを公表する。
- 8.2 **有効なタスク (S1 5.9.1)**
- 8.2.1 有効なタスクとは、競技者が飛行を放棄するか失格処分を受けた場合を除き、全ての競技者が有効な離陸を行なう機会を公平に与えられたタスクをいう。
- 8.2.2 ディレクターは、そのタスクの結果が公表される以前であれば安全上の理由によりタスクを無効とすることができる権限を有している。
- 8.3 **タスクの選定**
ディレクターは、本規定の第 15 章に述べられたタスクを使用しなければならない。特定のタスクが 2 回以上使用されたり、全く使用されなかったりすることがある。
- 8.4 **複合タスク**
- 8.4.1 ディレクターは、1 回の飛行中に、2 つ以上のタスクを設定することがある。これらのタスクは別々に得点され、各タスクのペナルティを課せられる前の 1 位の得点は、1000 ポイントとする。タスクの組み合わせは、独立して各タスクごとに勝利できる可能性があるように設定されなければならない。
- 8.4.2 特に指定されない限り、複合タスク飛行におけるタスクは、タスク・データに指定された順番で飛行しなければならない。この違反のペナルティは、タスクごとに最高 1000 ポイントのタスク・ポイントとする。
- 8.4.3 マーカーが使用される場合、適用できる場合には、タスクのマーカーを設定された MMA 内に投下することをもって、そのタスクを終了し、次のタスクを開始したことを示す。

- 8.4.4 競技者が MMA に到達できなかった、マーカーを投下しないことを選択した、もしくは、トラック・ポイントにより採点される場合には、境界線(エリア、グリッドライン、弧等)の通過もしくは次のタスクの境界時刻をもって次のタスクを開始したとみなされる。
- 8.4.5 各タスクの移行ポイントを決定するためにエレクトロニクス・マークが使用される場合には、それらの使用はセクション II もしくはゼネラル・ブリーフィングにて明示されるように義務である。
- 8.4.6 離陸に関する違反は、通常最初のタスクに適用される。着陸に関する違反は、通常最後のタスクに適用される。その他の違反は可能な限り発生したタスクに適用される。発生したタスクを特定することができない場合、2 つ以上もしくは全てのタスクに均等分割して適用される。
- 8.4.7 タスク・データで述べられない限り、ローンチ・ポイントからゴール/ターゲットまでの最小距離は、その飛行においてディレクターに設定された、他のゴール/ターゲットにも適用される。
- 8.4.8 マーカーの順序。トラック・ポイントが使用されない限り、タスク・データには使用するマーカー、エレクトロニクス・マークが指定される。競技上有利とならない限り、間違ったマーカーのリリース、または間違ったエレクトロニクス・マークの投下は、タスクごとに 25 ポイントのペナルティとなる。許可された数より多くのフィジカル・マーカーがリリースされたタスクは、トラック・ポイントにより採点される。エレクトロニクス・マークが 2 度以上投下された場合、時間制限内の最初のエレクトロニクス・マークが採点に使用される。
- 8.5 競技規定の変更 (GS 3.9.1 part)**
- 8.5.1 競技規定は、スポーティング・コードに反してはならない。競技規定は、大会に先だって CIA に承認されなければならない。また、承認後、規定の変更は行なってはならない。
- 8.5.2 第 15 章のタスクの規定は変更可能なものであり、ディレクターは承認なく変更を行なうことができる。
- 8.5.3 変更されたタスク規定は、各競技者に個別に文書にて知らされなければならない。
- 8.6 ゼネラル・ブリーフィング (S1 An3 6)**
大会の要であるゼネラル・ブリーフィングは、大会開始に先だって行なわれる。全てのパイロット、オブザーバーその他役員は、ゼネラル・ブリーフィングに出席しなければならない。公式競技者リストは、ゼネラル・ブリーフィングの点呼に基づいて速やかにかつ第 1 タスク・ブリーフィングの前に公表されなければならない。正当な理由がある場合、ディレクターは、陪審員と協議の上で、遅れたエントリーを受け入れることがあるが、それは最初の採点結果の公表以前でなければならない。
- 8.7 タスク・ブリーフィング**
- 8.7.1 タスク・ブリーフィングは、公式掲示板に公表された時間に、ディレクターによって召集される。ゼネラル・ブリーフィングで、代替方法はアナウンスされることがある。ブリーフィングでは、以下のデータが口頭、文書または告知板により知らされる。
- a. 気象情報
 - b. 航空管制及び安全に関する情報 (必要な場合)
 - c. タスクデータ
- 8.7.2 文書によるインフォメーションが与えられた場合、ブリーフィングに先だって、十分な検討のための時間 (COH 参照) が与えられなければならない。
- 8.8 タスク・データ**
- 8.8.1 タスク・ブリーフィングにおいては、なるべく文書によって、タスク・データを競技者に配布する。それらには、タスクに関係する飛行データと個別のタスク・データが含まれなければならない。
- 8.8.2 フライト・データ
- a. 日付
 - b. 日の出・日没の公式時刻
 - c. 有効な PZ
 - d. ローンチ・エリア
 - e. 離陸期間
 - f. 次回ブリーフィングの予定時間と予定場所
 - g. ソロフライト (指定する場合)
 - h. 搜索期間
 - i. QNH (GPS 航跡記録装置に基づく採点に必要な場合)

- 8.8.3 個別のタスク・データ
- 使用するマーカーの色（使用する場合）
 - タスク/マーカーの順序（通常とは異なる場合）
 - 投下方法（重力投下を指定する場合）
 - マーカー・メジャーリング・エリア(MMA)
 - 採点期間、採点区域、採点空域（指定する場合）
 - タスク規定によるタスク・データ
- 8.9 補足ブリーフィング
 コモン・ローンチ・エリアにおいて、競技者に追加または変更の通知を行なう必要が生じた場合、シグナルポイントでピンクの旗が掲示される。競技者は、自分自身で出向くか、または信頼できるクルーをシグナルポイントへ送らなければならない。インフォメーションは、口頭で伝えられ、文書が掲示されることもある。これにより全競技者に、適切に伝達されたものと見なされる。場合によっては役員が各気球に文書で回覧し、競技者またはクルーのサインを求めることもある。
- 8.10 タスクへのエントリー
 タスク・ブリーフィングで名前もしくは競技者番号の点呼への応答により、競技者はタスクに参加できる。もしくはその他の方法で、エントリー確認を行なう。
- 8.11 遅れたエントリー
- 8.11.1 離陸期間開始の 5 分前までであれば、競技者は 50 タスク・ポイントのペナルティを課せられることにより、遅れてエントリーをすることが出来る。その後は 100 タスク・ポイントのペナルティとなる。航空交通管制、安全事項、PZ を除き、その他の事に関しての個人的なブリーフィングは行なわれない。
- 8.11.2 競技者が自分独自のローンチ・エリアを利用するタスクの場合、遅れたエントリーは、競技本部においてなされなければならない。
- 8.12 公式時刻
 公式時刻は、現地時間に補正された GPS 時刻とする。

第9章 離陸手順

9.1 コモン・ローンチ・エリア (CLA: Common Launch Area)

- 9.1.1 主催者によって定められた一つもしくは複数のエリアで、全競技者が共通の区域から離陸することを求められたタスクの場合に用いられる。指定されたコモン・ローンチ・エリア(CLA)の外側から離陸した競技者は、その飛行中の全てのタスクについて有効な結果を得られない。競技者は、安全上の理由があり、事前に役員の許可を受けない限りは、インフレーションされた後に CLA 内で気球を動かしてはならない。
- 9.1.2 コモン・ローンチ・ポイント(CLP)とは、ローンチ・エリア内またはその近くに、大会開始前までに物理的に地上にマークされた点で、個々の気球の離陸位置に関わらず、ここより全ての角度と距離の測定が行なわれる点をいう。

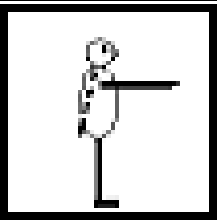
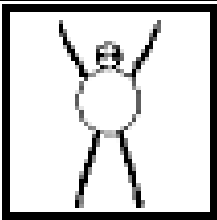
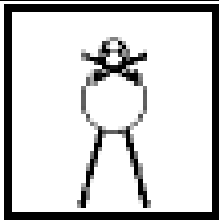
9.2 個別ローンチ・エリア (Individual Launch Area)

- 9.2.1 競技者によって選定された個別の離陸エリアをいう。ローンチ・エリアの境界は、熱気によるインフレーションを開始したときのバスケットの位置から半径 100 メートルとする。
- 9.2.2 競技者は、地主から許可を取得してからでないと、囲われているか、耕作中であるか、明らかに私有地であるかもしくは農作に使用中の土地に、車両を乗り入れたり、そこからの離陸を行なってはならない。ペナルティは、最高 250 タスク・ポイントとする。
- 9.2.3 競技者が各自の個別ローンチ・エリアを選択するタスクでは、個別ローンチ・ポイント(ILP)は、離陸時のバスケットの位置とする。
- 9.2.4 複数回の離陸が認められたタスクでは、気球がデフレーションされない限りは、前の飛行の着陸地点が次の飛行の ILP とみなされる。
- 9.2.5 個別ローンチ・エリアは、競技区域の外側に選定してはならない。ペナルティ: 該当タスクフライトの第一タスクをグループ B とする。
- 9.2.6 個別ローンチ・エリアでインフレした気球は、その外側に移動し離陸を行なってはならない。ただし、デフレートし他のローンチ・エリアで再度インフレを行なうことは認められる。ペナルティ: 該当タスクフライトの第一タスクをグループ B とする。

9.3 離陸手順

- 9.3.1 ローンチマスターは、各競技者に対して、気球の準備とインフレを行なうべき場所を指定することがある。ローンチマスターは、ローンチ・エリア内の車両と気球のオペレーションを統括する権限を有している。この規定の違反は、最高 200 タスク・ポイントのペナルティとする。
- 9.3.2 コモン・ローンチ・エリアでインフレーションを行なう全ての気球は、クイック・リリース式のタイオフを使用しなければならない。個別ローンチ・エリアにおいては、同器材の使用を推奨する。
- 9.4 車両 (Vehicles)**
- 9.4.1 離陸期間中は気球 1 機に付き車両 1 台しか、ローンチ・エリアに乗り入れてはならない。違反した場合、100 タスク・ポイントのペナルティとなる。
- 9.4.2 ローンチ・エリア内では、車両は適切な速度に減速して運転されなければならない。セーフティ・オフィサーおよびローンチマスターは、乱暴に運転されている車両の場内への乗入れを禁止することが出来る。
- 9.4.3 ローンチマスターが認める場合を除き、黄色の警告旗が掲示された後は、如何なる車両もローンチ・エリアに乗り入れてはならない。この規定の違反は、100 タスク・ポイントのペナルティとなる。
- 9.5 冷気によるインフレーション**
 接続および点検の為に、短時間バーナーをテストしたり、冷風を球皮内にいれることはできるが、熱気によるインフレの許可が出る前は、熱気によるインフレをしたり、送風機を使用したりしてはならない。また、球皮のいかなる部分も地上より 2 メートル以上の高さになってはならない。離陸期間の前で、フラッグが掲示される前であれば、送風機のテストもしくは使用は認められる。この規定は、ILA では適用されない。
- 9.6 シグナル・ポイント**
 ローンチエリア内の地点で、信号用の旗が掲示され、競技者のタスクの宣言、遅れたエントリー、補足ブリーフィングの行なわれる一つもしくは複数の箇所をいう。競技者は、絶えずこの信号旗を確認している責任があり、何かの障害で見えなかったとしてもこれを異議申し立ての根拠とすることは出来ない。
- 9.7 ローンチ・シグナル**
- 9.7.1 シグナルポイントで掲示される信号旗の色は以下の意味がある。
- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 赤 | 離陸禁止、これ以前の離陸の許可は全てキャンセル |
| 緑 | 全気球に対する熱気によるインフレーション開始許可 |
| 青 | 青分類(奇数番号)の気球に対する熱気によるインフレーション開始許可 |
| 白 | 白分類(偶数番号)の気球に対する熱気によるインフレーション開始許可 |
| 黄 | 5分前の警告 |
| ピンク | 補足、修正ブリーフィング |
| 黒 | タスク・キャンセル |
| 紫 | (予備) タスクブリーフィングにて、必要に応じ定義 |
- 9.7.2 シグナルの変わる時、注意を喚起するため、音による信号を用いることもある。
- 9.8 場内アナウンス**
 ディレクターが飛行のブリーフィング時に指定しない限り、場内アナウンスを通じて与えられるいかなる情報も競技とは無関係とする。
- 9.9 離陸期間**
 離陸期間前もしくは後に離陸を行なってはならない。本規定 9.12 に関わる場合を除き、離陸期間外に離陸を行なってはならず、この規定の違反は、1 分もしくは 1 分未満につき 100 タスクポイントのペナルティとする。離陸期間終了の少なくとも 5 分前までに、黄色の警告旗が掲示される。
- 9.10 妨害**
 インフレの完了した競技者は、他の気球の離陸妨害となる位置に不必要に留まってはならない。
- 9.11 離陸に要する時間**
 熱気によるインフレ開始許可を、離陸期間終了の 20 分以上前に与えられた競技者は、なにかの理由で離陸期間が短縮されたとしても、離陸に十分な時間が与えられたものとみなされる。
- 9.12 離陸期間の延長**
 競技者は、ローンチマスターに離陸期間の延長を求めることができる。役員や他の競技者の行動によって、もしくはその競技者に起因しない理由(装備の故障を除く)によって、競技者の離陸が遅れたとローンチマスターが判断した場合には、延長が認められる。
- 9.13 離陸の順位**
 インフレーションを行なうときの優先順位を気球に割り当てることがある。この優先順位はタスクごとに変更される。競技者は、信号旗またはローンチマスターからの個別許可により、熱気によるインフレーションを開始する。
- 9.14 ローンチマスター**

- 9.14.1 ローンチマスターは、ローンチ・エリア内の全ての気球と車両の運行を統括し、CLA からの離陸を補助する為にディレクターにより任命された役員である。
- 9.14.2 ディレクターは、ローンチマスターの使用が全ての競技者に必須のもの、または任意のものとする事ができる。
- 9.15 **ローンチマスターが必須の際の離陸手順**
- 9.15.1 競技者は、完全に離陸準備が終了し、かつ浮力がプラスとなった後、白色の旗を振り、離陸準備完了の旨をローンチマスターに伝えなければならない。ローンチマスターがこれを確認したら、旗をバスケットの端に取り付け、浮力を保ちながら次の指示を待たねばならない。ローンチマスターは、可能な限り、離陸準備完了の意志表示順に離陸させるものとする。この目的の為、競技者は 50 センチ角の白い旗を用意しておかねばならない。
- 9.15.2 渋滞を避けるため、競技者が離陸期間の終了前 10 分以降に白旗を振った場合は離陸期間の延長は認められない。
- 9.15.3 ローンチマスターは、下記の図に従った離陸の許可を各競技者に与える。その後、競技者は、ローンチマスターの指示に従って自分の判断で離陸を行なう。

				
白旗の掲示を確認した	地上に止まり右腕の指示に従うこと	これから離陸開始の許可を与える。	離陸して良い	以前の指示を全て取り消した待機せよ

- 9.15.4 この許可によって競技者の離陸の責任が回避されるものではなく、競技者の責任で、十分な浮力を保ち障害物と適切な距離を保ち安全な飛行を継続しなければならない。コントロール不能または他の理由により、許可なく離陸したパイロットは最高 500 コンペティション・ポイントのペナルティーを課せられる。
- 9.15.5 30 秒以内に気球が離陸しないとき、ローンチマスターは、離陸の許可を取り消すことがある。
- 9.16 **ローンチマスターが任意の際の離陸手順**
完全に離陸準備が終了した後、競技者は十分な経験のあるクルーに、気球の上空および風上が離陸にあたり安全か、助言を求めなければならない。あるいはまた、応じることができるローンチマスターに、離陸にあたり安全か助言を求めることができる。
- 9.17 **コントロール不能**
自分の気球のコントロールを失った競技者は、気球をただちにデフレートするか他の適切な処置を講じなければならない。
- 9.18 **離陸 (S1 3.2.6.2, 3.2.6.6)**
気球のすべての部分またはその搭乗員による地上との接触もしくは地上との接続が絶えた時間および場所をもって離陸したものとする。
- 9.19 **有効な離陸**
マークを得た、またはローンチ・エリアの境界を通過した気球は、離陸したタスク飛行をしていると見なされる。
- 9.20 **離陸の中断**
- 9.20.1 競技者は、安全上の理由により離陸を中断することができるが、他の気球の障害となってはならない。競技者は、離陸期間内に、再度離陸を試みることができる。
- 9.20.2 コモン・ローンチ・エリアの場合、ローンチマスターの許可がない限り、最初に与えられた場所でインフレーションを行なわなければならない。離陸には、再度許可を取得しなければならない。

9.21 ローチ・エリアからの退去

離陸期間の終了に関わらず、バスケットが地面を離れてから 3 分以内に、競技者はローチ・エリアの境界線を通るか、地上 500 フィート以上の高度に上昇していなければならない。競技者は、離陸期間の終了時刻もしくは全ての気球が離陸した時刻のいずれか早い時刻以前に、500ft 以下の高度で離陸区域に再進入してはならない。

第 10 章 飛行規則

10.1 空中衝突

- 10.1.1 二機の気球同士が接近飛行するとき、どちらの競技者も衝突を避ける責任がある。より高い位置にある気球の競技者は、相手にコースを譲り、必要に応じて上昇を行う。
- 10.1.2 競技者は、自気球のコースに他の気球がないと確信できない限り、1.5m/s(300ft/min)を越える速度での上昇を行ってはならない。
- 10.1.3 衝突を起こした競技者は、最高 1,000 コンペティション・ポイント・ペナルティが課せられる。衝突を繰り返した場合、1,000 コンペティション・ポイント・ペナルティが課せられると共に、次回の飛行又は以降の複数回の飛行を禁止させられることがある。
- 10.1.4 概ねレベルフライトをしているとき球体同士の接触が発生した場合、一般的にはペナルティは課せられない。
- 10.1.5 ディレクターは、衝突をこうむった競技者がその後のタスクを飛行することができない際に、そのフライトの失われたタスクに対してポイントを与えることができる。(COH 参照)

10.2 危険飛行

危険飛行(例えば、不必要なリスクを他の気球や地上に与える飛行)は、衝突を起こしたかどうかに関わらず、最高、失格処分が課せられる。(GS 5.3)

10.3 ゴール/ターゲット区域からの退去

マーカーを投下した競技者は、ゴール/ターゲット付近から可能な限り速やかに退去しなければならない。

10.4 物体の投下

公式マーカー、小さな紙片または類似の航行上の目的で用いる軽量物を除き、気球から物体を投下してはならない。

10.5 飛行中の公衆に対する配慮

競技者は地上の人間および家畜に適切な配慮をすること、また、与えられた地主に対するエチケット、コードオブコンダクトを遵守して飛行することを求められている。競技者またはクルーによる無思慮な行為や無謀な飛行をした場合、最高 1000 ポイントのコンペティション・ペナルティが課せられる。

10.6 家畜と作物

気球は、家畜や家畜のいる建物からセクション II に定められた距離以内で飛行してはならず、地主もしくは作物の所有者からの許可が得られた場合を除き、作物に被害を与えてはならない。ペナルティ: 最高 1000 コンペティション・ポイント。

10.7 地主

本規定でいう“地主”とは、その土地での穀物や家畜に責任ある者のことで、必ずしも法的な意味でのその土地の所有者を意味しない。

10.8 電線、構築物との衝突

離陸から最終着陸の完了までに、電力線・電話線・その支柱もしくは構築物と衝突をした競技者は、最高 500 ポイントのコンペティション・ペナルティが課せられる。さらに無謀飛行の規定に基づきペナルティが課せられることもある。

10.9 同乗者

- 10.9.1 競技者は飛行中に他のクルーを搭乗させることができ、機長としての行為を除き、クルーに任務を委譲することができる。
- 10.9.2 競技者を含んで、搭乗者数は合計 3 を超えてはならない。
- 10.9.3 競技者は、特定の飛行において、ソロ飛行をすることがタスク・データで求められることがある。ペナルティ: 競技結果を得られない。

- 10.10 **グランドクルー**
各競技者は、気球をオペレートするに十分なクルーと追跡車両が備わっているようにしなければならない。競技者は、自分の気球に携わるもの全員が、安全に関して適切なブリーフィングを受けているようにしなければならない。
- 10.11 **交通法規**
車両は、交通法規に従って安全に運転されなければならない。最高 500 ポイントのコンペティション・ペナルティーが課せられる。
- 10.12 **クルーの乗降**
離陸と最終着陸の間、誰も気球に乗り降りしてはならない。
- 10.13 **地上からの援助**
飛行中、ハンドリングラインの使用ならびに地上の者の援助を受けることは、禁止されている。
- 10.14 **航空法**
大会規定に反せず、また競技上有利とならない範囲での航空法の違反は、ディレクターによってペナルティを与えられることはない。ただし、被害や妨害行為が発生した場合、もしくは大会関係者外からの妥当な異議があった場合は、この限りではない。
- 10.15 **リコール・プロシージャ (Recall Procedure)**
主催者は、リコール・プロシージャを使用することがあり、詳細は、競技ディテールに記載される。
-

第 11 章 着 陸

- 11.1 **着 陸**
飛行中に全てのタスクを終了した競技者は、自由着陸を行なうものとする。
- 11.2 **自由着陸 (Landing at will)**
- 11.2.1 競技者が自由着陸を行なう時、着陸地点は、着陸後バスケットが最終的に停止した地点である。
- 11.2.2 タスク・データで述べられない限り、ターゲットが展示された MMA 内、また MMA が設定されなかった場合には、ディレクターに設定されるか、競技者に選択されたゴール/ターゲット、もしくは競技者自身のフィジカル・マークから 200 メートル以内では、自由着陸を行なってはならない。(ペナルティーは、距離違反の項を参照)
- 11.3 **競技着陸 (Contest Landing)**
- 11.3.1 競技者がフィジカル・マークを得ることが求められているタスクで、フィジカル・マークを得なかった場合、その着陸は競技着陸とみなされる。競技着陸の採点上の位置は、着陸後バスケットが静止した位置とする。公表された採点期間や搜索期間は適用される。
- 11.3.2 バスケットが最終的に静止位置に到達する以前に、地上からの援助を受けたり、いかなるクルーもバスケットから離れてはならない。
- 11.3.3 投下しなかったマーカは、直ちに役員に手渡さなければならない。
- 11.3.4 タスク・データで述べられない限り、ディレクターに設定されるか、競技者に選択されたゴール/ターゲットから 200 メートル以内、または MMA 内では、競技着陸を行なってはならない。(ペナルティーは、距離違反の項を参照)
- 11.4 **地上との接触 1**
ローンチ・エリアの境界を通過した後、最終タスクを完了するまでの間、気球及びこれに取り付けられた如何なる部分も、地上もしくは水面、地上にあるもの、もしくは地上に構築されたものと接触してはならない。軽い接触の場合ペナルティは、1 回の接触ごとに 100 コンペティション・ポイント、確実な接触の場合 200 コンペティション・ポイントとする。確実な接触とは、その接触によりバスケットないしはエンベロープに動きの変化が観察されたものをいう。
- 11.5 **地上との接触 2**
マーカ・メジャーリング・エリア内、または、ディレクターによって設定されるか競技者によって選択されたターゲット/ゴールから半径 200 メートル以内では、(マーカを除いて)気球に接続された全てのものもしくはバスケットが、地上もしくは水面、地上にあるもの、もしくは地上に構築されたものと接触してはならない。軽い接触の場合ペナルティは、1 回の接触ごとに 100 コンペティション・ポイント、確実な接触の場合 500 コンペティション・ポイントとする。確実な接触とは、その接触によりバスケットないしはエンベロープに動きの変化が観察されるものをいう。

(競技者は、1回の接触で、規定 11.4 と 11.5 を重複して適用されることはない。)

11.6 回収の許可

競技者は、囲まれた場所、耕された場所、明かに私有地である場所、農作目的で使用されている場所に車両を乗り入れる場合、地主もしくは所有者から許可を取得しなければならない。この規定の違反は最高 250 タスク・ポイントのペナルティとする。

第 12 章 ゴール、マーカー、トラック・ポイント

12.1 ゴール

- 12.1.1 ディレクターによって設定、または競技者によって選定される競技地図上のグリッドで定義された参照地点。
- 12.1.2 競技者が予定していたゴールが造成し直されたか動かされていた場合、100 メートル以内にある最も近いゴールを目指さなければならない。もし、100 メートル以内にそのゴールが存在しないか見あたらない場合、競技者はそのコーディネートの位置を目指さなければならない。このコーディネートは、そのフライトのその他のタスクのための計算や計測にも用いられる。
- 12.1.3 ディレクターが前もって決められたゴールリストを提供することがある。ゴールには 3 桁の通し番号がつけられ、地図コーディネートを伴う。

12.2 競技者によって選択されたゴール

- 12.2.1 競技者によって選ばれたゴールは、地上で車両により容易に到達可能であると地図上で判断することができ、かつ計測のために正確に識別できる所でなければならない。タスク・データにより指示されない限り、ゴールは 2 つの道路の交点とする。タスク・データにより、競技者は 1 つもしくは 1 つ以上のゴールを、前もって決められたゴールリストもしくはタスク・データ・シートに記載されたゴールから選択することを求められることがある。
- 12.2.2 計測は、ターゲットもしくはタスク・データ・シートにより示されたマークされた地点から行われる。マークされていない交差点が使用された、もしくは競技者により選択することを許された場合、計測は「競技ディテール」に定められた交差点の中心から行なわれる。地図上では交差点とみなされた交点が、実際には T ジャンクションの複合であった場合には、競技ディテールに定められた方法による中間点となる。
- 12.2.3 競技者によるゴールの宣言に使用できる道路は、セクション II に記される。

12.3 競技者による宣言

- 12.3.1 競技者は、地図上のコーディネートによってゴールを識別する。もし宣言したゴールの付近に間違いやすい交差点がある場合、明確化のために説明を付加しなければならない。事前に用意されたゴールリストで宣言を行なう場合、3 桁のゴール番号を使用することもできる。
- 12.3.2 競技者が宣言したコーディネイトから 200 メートル以内に複数の有効なゴールがあって曖昧な場合、競技者にとって最も不利なゴールが採用される。競技者が宣言したコーディネイトから 200 メートル以内に有効なゴールがない場合、競技者は有効な結果を得られないものとする。
- 12.3.3 セクション II の制約に違反したゴールの宣言は、無効とみなされ競技者は結果を得られない。競技者が 2 つ以上のゴールを宣言することが認められたタスクで、1 つもしくはいくつかのゴールが無効なものであった場合、もし有効なゴールが宣言されていれば、最も近い有効なゴールで採点される。
- 12.3.4 競技者がゴールの宣言を要求されるタスクないしは TDS によりその他の宣言が求められている場合、各競技者は、自分の宣言を記入し、自分の名前と競技番号を明記した上で、ブリーフィング・データに定められた宣言箱の場所で、宣言時間内に供託しなければならない。もし宣言可能な数を越えたゴールや宣言が行われた場合、競技者は、最も不利な有効なゴールで採点される。
自己の宣言を修正したい競技者は、宣言時間内であれば、先に供託した宣言を明確に消去して、宣言をやり直すことができる。
タイム・キーパーは、宣言時間ちょうどに宣言箱を閉鎖する。遅れた宣言は、宣言提出時刻の分秒を記録した上で受け入れられる。
- 12.3.5 定められた宣言時間に遅れたが、離陸前に供託された宣言は、1 分もしくは 1 分未満の遅れにつき 100 タスク・ポイントペナルティが課せられる。
離陸前に宣言が行われなかった場合、競技者は結果を得られないものとする。

- 12.3.6 飛行中に、定められた時間、地点、境界までに宣言が行われなければならないにも関わらず、行われなかった場合、競技者は結果を得られないものとする。
距離制限に違反したゴールの宣言は、距離違反の規定に基づき採点される。
- 12.4 (未使用)
- 12.5 **ターゲット**
ゴールの近く、もしくは特定の地点に識別しやすい十字(COH 参照)が展示される。ターゲットが展示される場合、全ての計測はゴールでなく、ターゲットから行なわれる。ゴールに近づいた競技者が、予想されたターゲットを見つけられない場合は、ゴールコーディネートに向かわなければならない。
- 12.6 **マーカー**
マーカー(COH 参照)は主催者が供給し、採点のため、フィジカル・マークを残すために用いられる。競技者はタスクの前に必要なマーカーを入手する責任がある。マーカーはいかなる方法によっても手を加えてはならない。非公式もしくは改造されたマーカーを投下したパイロットは、最高 250 タスクポイントを課せられる。
- 12.7 (未使用)
- 12.8 **マーカーのリリース**
タスク・ブリーフィングでマーカー重力投下(GMD)が指定されていない限り、マーカーは手で投げることができる。
- 12.9 **マーカーの重力落下 (Gravity Marker Drop, GMD)**
重力投下にあたっては、バスケットに対していかなる水平方向の動きもマーカーに与えられてはならず、重力による力のみがマーカーの投下に作用しなければならない。マーカーを落下させる者は、巻きがほどかれたマーカーのテール部(マーカーのバラストでない部分)を持ち、そのマーカーのテール部を放して落下させる。マーカーは、バスケットの上部の縁から落下させなければならない。マーカーのテールを持っている手は、バスケットの外に出るはならない。競技上有利とされない違反は 50 タスク・ポイントのペナルティとし、それ以外は競技者の結果に対して最も不利な方向に 50m の加算するものとする。マーカー・メジャーリング・エリアまたは、採点区域内に投げ入れられたマーカーは、有効な結果として取り扱われ、ペナルティが適用とされるものとする。
- 12.10 **マーカーの投下 (Free Marker Drop, FMD)**
投下時には、マーカーは、完全に巻きほどかれてなければならない。マーカーを推進させる機構を使用してはならない。マーカーを投下する者は、バスケットの底に立っていないなければならない。この規定のマイナーな違反で競技上有利とされない場合は 50 タスク・ポイントとし、その他の場合、競技者の結果に対して最も不利な方向に 50m の加算するものとする。
- 12.11 **マーク**
- 12.11.1 **フィジカル・マーク**は、気球から落下した後、マーカーの重しの部分が停止した位置から垂直下方の地上の点とする。もし、マーカーが停止後移動したり、後に見えなくなった場合(水中に沈む等)、オフィシャル、もしくはオブザーバーが地上にあることを確認したより早い位置が可能な限り正確に適応される。マーカーが他の気球の上部に乗り運ばれた場合も、同じことが適応される。
- 12.11.2 **エレクトロニクス・マーク**は、採点を目的とした特別に認定されたトラック・ポイントである。詳細や操作手順はセクション II に定められる。記録されたトラックにエレクトロニクス・マークが見当たらない場合や、TDS に定められた採点基準を満たしていない場合は、競技者はそのタスクの結果を得られないものとする。
- 12.12 (未使用)
- 12.13 **マーカーに手を触れない**
大会役員を除き、誰も地上のマーカーに触れたり手を加えたりしてはならない。
- 12.14 **搜索期間**
- 12.14.1 競技者は、離陸期間の実際のスタートから、定められた時間内に、全てのマーカーを発見しなければならない。
- 12.14.2 先にマーカーを搜索するか、もしくは先に気球を回収をするかの判断は、競技者もしくはそのクルーが決定する。
- 12.15 **ロストマーカー (ロガーによる採点が行われる競技会において)**

- 12.15.1 マーカー・メジャーリング・エリア内に投下され、制限時間内に発見され役員に渡されなかったマーカーは、ロストマーカーと見なされる。競技者は、そのマーカーが見つかるか疑う場合には、ターゲットまたはゴールにいる計測役員に問うことができる。競技者は役員との立会いなしに、MMA 内のマーカーを探してはならない。MMA 内に投下された、もしくは投下されたかもしれないマーカーがロストしたとみなされた場合、競技者は MMA に到達しなかったものとしてトラック・ポイントにより採点される。
- 12.15.2 もし、事前に地上にいる役員に目撃され、マーカー・メジャーリング・エリア内にあると推測される場合には、役員の証言、ロガーのデータから、得られた証拠から最も不利な解釈に基づいた結果が与えられる。
- 12.15.3 競技者は、マーカーが損傷したり、再使用できないようになったり、ロストしたり、時間内に返却されない場合、その対価を請求されることがある。MMA の外に投下されたマーカーの返却は競技者の責任である。
- 12.16 **ロストマーカー**（オブザーバーを使用し、ロガーによる採点が行われない競技会において）
- 12.16.1 制限時間内に発見され役員もしくはオブザーバーに渡されなかったマーカーは、ロストマーカーと見なされる。ただし、マーカーが発見されると信じる理由があり、ディレクターもしくはディレクターの代理がこの時間制限の延長許可した場合は、例外とする。
- 12.16.2 もし、マーカーがロストになる以前に地上にあるか、もしくは地上に向かって落下しているところを役員またはオブザーバーにより目撃されている場合で、マーカーがセクション II に定められた高度より低いところから投下された証拠がある場合、競技者には、得られた証拠からの最も不利な解釈に基づいた推定結果が与えられる。その他の場合、競技者の採点上の位置は、(時間的に)近いマーカーの位置もしくは最終着陸地点のどちらか有利な方となる。
- 12.17 **採点期間 (Scoring Period)**
- 12.17.1 タスク・ブリーフィングでディレクターにより定められた場合、ゴール、ターゲットもしくは採点エリアが有効とされる期間である。
- 12.17.2 競技者は、定められた時間内に、役員によってそのタスクのマーカー、またはいずれか後のタスクのマーカーが発見されるか、落下しているところを目撃されているか、着陸している場合のみ採点結果を得られる。(ただし、規定 15.9 のタスクは例外とする。)それ以外は、トラック・ポイントにより採点される。
- 12.17.3 (採点期間が設定された場合には)採点期間内に、または、(採点期間が設定されなかった場合には) 捜索期間内に、採点上の位置を獲得できなかった競技者は有効な採点結果を得られないものとする。
- 12.17.4 いかなる状況下でも公式日没以降の採点は禁止される。
- 12.18 **採点区域 (Scoring Area)**
- 12.18.1 ディレクターによりタスク・データで定められた区域で、有効なマーク、トラック・ポイントはこの区域内のみで得られるものとする。タスク・データで定められない限り、境界線は、道路の舗装面もしくははじり道の内側の縁、川岸の内側、その他指定された区域とする。内側の縁上にマーカーの重り部分がある場合、有効なものとする。
- 12.18.2 採点区域内に、採点上の位置を獲得できなかった競技者は有効な採点結果を得られないものとする。
- 12.19 **採点空域 (Scoring Air Space)**
ディレクターによりタスク・データで定められた空域で、有効なトラック・ポイントはこの空域内のみで得られるものとする。タスク・データで定められない限り、境界線はコーディネートラインにより定められる。高度制限は GPS 航跡記録装置に記録される GPS 高度により定められる。境界線上、境界高度上の記録されたトラック・ポイントは有効なものとする。
- 12.20 **マーカー・メジャーリング・エリア (Marker Measuring Area, MMA)**
- 12.20.1 ゴール/ターゲットからの半径で定められたエリア、もしくは別な方法で明確に定められたエリアで、MMA 内ではマーカーにより結果を得るものとする。
- 12.20.2 MMA はマーカーが使用される各タスクに定められる。
- 12.20.3 MMA 内にフィジカル・マークを得られなかった競技者は、トラック・ポイント、または(オブザーバーを使用する競技会においては)TDS に記述された制限の範囲内でオブザーバーにより採点される。
- 12.21 **有効なマーク**

- 12.21.1 採点区域内、またはマーカー・メジャーリング・エリア(MMA)内、設定された場合には採点期間内のフィジカル・マークは有効なマークであると見なされる。
- 12.21.2 エレクトロニクス・マークは、記録されたトラック・ポイントが TDS に定められた全ての採点基準を満たしていれば有効であると見なされる。
- 12.21.3 有効なフィジカル・マークはいかなるトラック・ポイント、エレクトロニクス・マークにも優先権を持つ。
- 12.21.4 計測は、マーカーの重り部分の最も近いところから行なわれる。
- 12.22 **トラック・ポイント**
- 12.22.1 トラック・ポイントは、GPS 航跡記録装置の航跡のポイントで、記録された日時、コーディネート、高度により定義される。
- 12.22.2 ゴールもしくはターゲットが使用された場合、トラック・ポイントに基づく結果は、ゴール/ターゲットから航跡またはエレクトロニクス・マークまでの 2 次元、加減された 3 次元、または 3 次元の距離とする。詳細はセクション II に規定する。
- 12.22.3 トラック・ポイントにより得られる結果は、MMA 内で得ることのできる最も悪い結果より良くはならないものとする
- 12.22.4 ゴールもしくはターゲットを用いないタスクでは、ポイント間の水平距離が結果の計算に使用される。
- 12.23 **有効なトラック・ポイント**
- 12.23.1 有効なトラック・ポイントとは、タスク・データに定められた全ての採点基準(採点区域、採点空域、採点期間)を満たすトラック・ポイントである。
- 12.24 **ターゲット・オフィシャル**
競技者の結果、可能な限りの規定違反を確立するために任命される。一般に、ゴールやターゲットが設定されるタスクでは、ターゲット・オフィシャルがマーカー・メジャーリング・エリア内の結果を、メジャーや測量機器で計測する。

第 13 章 ペナルティ

13.1 重大な違反、不正行為 (GS 5.2 part)

- 13.1.1 危険な行為等の重大な違反や小さな違反の反復は、適切なルールに基づきペナルティが与えられる。
- 13.1.2 オブザーバー、役員やスチュワードを故意に欺こうとしたり惑わすなど反スポーツ行為を行なった競技者、他の競技者への故意の妨害、虚偽の書類作成、禁止された機器や薬物の使用、規定の重大な違反を繰り返した者などは、大会から失格となる。

13.2 未定義のペナルティ

- 13.2.1 ペナルティが特に定められてない競技規定に違反した競技者は、ペナルティ(距離、角度、時間)が採点結果に与えられるか、減点などの処置が与えられる。
- 13.2.2 安全上の問題以外で、競技上有利にならなかった違反については、初回は警告が与えられる。
- 13.2.3 競技者は、同一のフライトにおけるタスクの場合を除き、事前のタスクで同じ規定によりペナルティを課せられながらも、該当タスクの開始以前にその事実を伝えられていない場合、ペナルティが定義されていない規定の違反によってはペナルティを課せられない。

13.3 距離違反

- 13.3.1 個別ローンチ・ポイント、競技者によって選定されたゴール、マーク、最終着陸が距離制限に違反した場合、競技者はペナルティを課せられる。
- 13.3.2 地形を利用した境界線に対してローンチ・ポイントの違反があった場合、違反量は最も近い正しい地点からの距離となる。

- 13.3.3 ゴール/ターゲットもしくはマークの近くに着陸した場合、最も大きい違反のみがペナルティを課せられる。安全上の理由、もしくは、微風のため 10 分以内に移動することができなかったことを示すことができる場合は適用されない。
- 13.3.4 MMA 内に着陸した競技者は、関係するタスクの結果を得られない。MMA が設定されなかった場合、ゴール/ターゲット、もしくは競技者自身のフィジカル・マークから 200 メートル以内の着陸は、最高 200 タスク・ポイントのペナルティーが課せられる。
- 13.3.5 ゴールやターゲットに近すぎるところから離陸した、TDS に定められた制限に違反してゴールを宣言した、タスクの定められた距離制限を違反した競技者は、0.1%の違反につき 2 タスク・ポイント・ペナルティが課される。25%より大きく違反した場合、競技者はグループ B として採点される。
- TDS に定められない限り、エルポー・タスク、アングル・タスク、ランド・ラン・タスクでは、違反のパーセントは各々の距離制限の違反のパーセントの合計とする。
- 距離違反のペナルティーが課された結果としては、この規定によりペナルティーを課された競技者の得点は、グループ B のポイントより悪くならないものとする。
- 13.4 ペナルティー・ポイント**
- 13.4.1 タスク・ポイントとコンペティション・ポイントの 2 種類のポイント・ペナルティがある。
- 13.4.2 タスク・ポイント・ペナルティーは、競技者のタスクポイントから減点され、ゼロを下まわることはない。コンペティション・ポイント・ペナルティーは、同じくタスクポイントより減点されるが、マイナスになった場合、大会の得点合計より引き落とされる。
- 13.5 規定違反の証明 (S1 An3 8.9)**
提起された競技者による違反に関する証拠の提出もしくは明示は、常に大会役員の義務である。規定は、競技者が規定に従ったことを証明する義務や無実の証明義務を求めている。

第 14 章 採点

- 14.1 結果**
競技者の結果とは、タスクによって得られた成果で、リザルト・ペナルティを含んで表わされる。結果は、メートル、平方キロメートル、分、度などを小数点以下 2 桁までの数字で表記される。
- 14.2 得点**
競技者の得点とは、適切な公式によって計算されたタスクで得られたポイント数字である。規定に従いタスクもしくはコンペティション・ペナルティが課せられることがある。
- 14.3 スコアの公表 (S1 5.9.4 part)**
- 14.3.1 各タスクのスコアは、可能な限り早く、公式掲示板に掲示されなければならない。
- 14.3.2 全てのタスクのスコアは、少なくとも以下の内容を記載しなければならない。
- 大会名称、タスクの行なわれた日付と時刻、タスク連続番号、タスク名称と規定番号。
 - 各競技者について、順位、競技者番号と氏名、結果、スコア、また適用されている場合、ペナルティの種類、規定番号、短い説明を付記する。
 - 公式中に使用された固定数値(P, A, M, RM, W, SM)、チェックサム
 - 公表日と時刻、バージョン番号とディレクターの署名
 - 第 2 版以降の得点シートが発表される場合、前のバージョンからの変更点をマークし、連続したバージョン番号を付与しなければならない。
- 14.3.3 タスクの得点は以下のステータスがある。
- | | |
|---------|--|
| プロビジョナル | プロビジョナル・スコアは、情報として提供されるものであり、いかなる時間制限の対象とはならない。 |
| オフィシャル | オフィシャル・スコアの公表時刻から、異議申し立て、抗告の時間制限が始まる。 |
| ファイナル | オフィシャル・スコアは、全ての関連時間制限が過ぎた後、ファイナルとなる。ファイナル・スコアを承認し署名する前に、陪審員は競技結果並びにペナルティについて訂正を求めることがある。 |

- 14.3.4 総合得点シートには以下の内容が含まれる。
 a. 大会名称。
 b. 各競技者について、順位、競技者番号と氏名、総合スコアと各タスクのスコア。
 c. タスクごとのチェック・サム。

14.3.5 総合得点シートは、情報として利用されるのみで、署名は不要とする。

14.4 ランキング・オーダー

14.4.1 競技者は、リザルト・ペナルティーの調整後、各タスクの規定により結果に応じて順位が付けられる。競技者は、各タスクごとに以下のグループに分類される。

グループ A 結果が計測された、もしくはロストマーカーの規定により結果が推定された競技者。

グループ B タスクを飛行したが結果の得られなかった競技者。公式 3 によるポイントもしくは公式 2 によるポイントの平均のうち、いずれか高い方のポイントを与えられる。

グループ C 有効な離陸を行なわなかったか、タスクから失格となった競技者で、全員ゼロポイントに得点される。

14.4.2 適切な公式によってポイント・スコアを計算した後、競技者の獲得したポイントからペナルティ・ポイントを減じる。競技者の結果は、再度ポイント順に並べ替えて公表される。

14.5 ポイント公式

14.5.1 各競技者は、その結果に応じてポイントを与えられる。使用されるポイント公式は、競技者のそのタスクでの順位により異なる。

14.5.2 最良の結果に対しては、ペナルティ調整前の段階で、1000 ポイントを与えられる。

14.5.3 上位半数の結果は、1000 ポイントから約 500 ポイントの間で、公式 1 を使用して、その結果に応じて点が配分される。

14.5.4 下位半数の結果は 0 から約 500 ポイントの間で、公式 2 を使用して、ランクの順位に従って点が配分される。

14.5.5 公式 1:(上位半数)

$$1000 - \frac{1000 - SM}{RM - W} \times (R - W)$$

公式 2:(下位半数)

$$1000 \times \frac{P + 1 - L}{P}$$

公式 3:(グループ B の競技者)

$$1000 \times \frac{P + 1 - A}{P} - 200$$

- P = 大会参加の競技者数
 M = $P / 2$ 小数点以下を切上げた整数とする(中間ランク)
 R = 上位半数の競技者の結果(メートル等)
 RM = 中間ランクの競技者の結果
 L = 該当競技者のランク
 W = 該当タスクの最良の結果
 A = グループ A の競技者の数
 SM = 公式 2 による中間ランクの競技者の得たポイント・スコア(四捨五入し整数としたもの)

14.5.6 タスクに於て半数未満の競技者しか結果を得られない時、次の定義変更を行なう。

- RM = グループ A の最下位ランクの競技者の結果
 SM = 四捨五入し整数とした公式 2 によるグループ A の最下位ランク競技者の得たポイント
 M = グループ A の最下位のパイロット

14.5.7 グループ A の競技者がいなかった場合、グループ B の競技者の得点は、ペナルティを計算する以前のポイントは一律 500 ポイントとする。

14.5.8 得点は、四捨五入を行なうことにより整数に丸められる。

14.6 精 度

14.6.1 結果は、手近で最も精度の高い方法で計測される。

14.6.2 以下の基準を適用する。

<u>計測手段</u>	<u>精 度</u>	<u>印刷例 [m]</u>
巻尺 / 測量	センチメートル	1.23
地図コーディネート	10メートル	1250.00
トラック・ポイントもしくは GPS	メートル	1231.00

結果を得るために幾つかの方法を組み合わせる場合、最も精度の低い基準を適用する。

共通コーディネートに対する位置がより正確な方法で決定できる場合、その方法の精度を適用する。

トラック・ポイント間の補間が、採点位置の確率のために使用されることがある。

14.6.3 上記の方法を使用し計測した結果が同一となった場合は、同一結果を得たと見なされる。その場合、同一結果を得た競技者は、同点でない場合に得た得点と同じポイントが与えられる。

14.6.4 競技で使用する高度はセクション II に明示された通りとする。

14.7 計 測 (ロガーによる採点が行われない競技会において)

14.7.1 計測役員による計測を優先する。

14.7.2 200m 以内の計測では、巻尺/測量を使用する。GPS による計測が、巻尺/測量による計測より精度が高い、もしくは、役員やクルーにとってより安全であると思われる場合、GPS による計測結果を記録することができる。

14.7.3 歩測は 200m 以内では使用してはならない。

14.7.4 200m 以遠の全てのマークを GPS で記録する。競技者がゴール選定する競技では、ゴールのコーディネートも GPS で記録する。

14.8 総合得点

14.8.1 総合得点とは、各タスクの得点の合計である。

14.8.2 大会の総合得点において、2 人の競技者が同点の場合、最高得点と最低得点との間の開きの少ない方が、上位ランクとする。

第 15 章 タ ス ク

15.1 パイロット・ディクレアード・ゴール PDG

競技者は、自分で選択し宣言したゴールに向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。

- 15.1.2 ブリーフィングデータ:
- a. 宣言方法
 - b. 宣言できるゴールの数
 - c. 宣言可能なゴール
 - d. CLP ないしは ILP(TDS による)からゴールまでの最大、最小距離

- 15.1.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントから宣言したゴール(2 つ以上のゴールを宣言できる場合は、最も近いゴール)までの距離とする。最小結果を最良とする。
-

15.2 ジャッジ・ディクレアード・ゴール JDG

- 15.2.1 競技者は、セットされたゴールに向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。

- 15.2.2 ブリーフィングデータ: a. ゴール / ターゲットの位置

- 15.2.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントからゴール(もし設定されていればターゲット)までの距離とし、最小結果を最良とする。
-

15.3 ヘジテーション・ワルツ HWZ

- 15.3.1 競技者は、セットされた複数のゴールの中から一つを選んでマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。

- 15.3.2 ブリーフィングデータ: a. 一連のゴール / ターゲットの位置

- 15.3.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントと最も近いゴール(もし設定されていればターゲット)までの距離とし、最小結果を最良とする。
-

15.4 フライ イン FIN

- 15.4.1 競技者は自分で離陸地を探し、定められたゴールもしくはターゲットに向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。

- 15.4.2 ブリーフィングデータ:
- a. 設定されたゴール / ターゲットの位置
 - b. ILP から、ゴール / ターゲットまでの最大、最小距離
 - c. 離陸の回数

- 15.4.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントからゴール(もし設定されていればターゲット)までの距離とし、最小結果を最良とする。

- 15.4.4 得点目的の飛行(マーカー投下)は一度しか行なうことが出来ない。
ロガーによる採点が行われない競技会において、競技着陸は、指定のオブザーバーに対して、可能な限り早い機会に宣言しなければならない。
-

15.5 フライ・オン FON

- 15.5.1 競技者は、飛行中に選択し宣言したゴールに向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。
- 15.5.2 ブリーフィングデータ:
- 宣言方法
 - 宣言できるゴールの数
 - 宣言可能なゴール
 - 前のマークと宣言するゴールとの最大、最小距離
- 15.5.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントから宣言したゴール(2 つ以上のゴールを宣言できる場合は、最も近いゴール)までの距離とし、最小結果を最良とする。
- 15.5.4 オブザーバーを使用する競技会における宣言方法:
競技者は、前のマークまたは割り振られたオブザーバーのレポート・シートに、フライ・オンのゴールを宣言しなければならない。宣言は、前のマークの投下以前であれば、いつでも行うことができる。宣言はパイロットによって鮮明に記入されなければならない。口頭での宣言は記録されない。オブザーバーが飛行している場合、マークがリリースされる前に、マークに宣言が書かれたことを記録しなければならない。
マークに有効な宣言が記入されている場合、オブザーバー・レポート・シート上の宣言は無効とする。有効なゴールが宣言されていない場合、競技者は結果を得られない。宣言可能な数を越えてゴールが宣言された場合、競技者は、最も不利な有効なゴールで採点される。
-

15.6 ヘア・アンド・ハウズ HNH

- 15.6.1 競技者は、ヘア気球を追跡し、ヘア気球の着陸後、そのバスケットから 2メートル以内の風上に設置されたターゲットに向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。
- 15.6.2 ブリーフィング・データ:
- ヘア気球の詳細
 - ヘア気球の飛行予定時間
- 15.6.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントからターゲットまでの距離とし、最小結果を最良とする。
- 15.6.4 ヘア気球の飛行予定時間の変更は、異議申し立ての対象にはできない。
- 15.6.5 ヘア気球は着陸後デフレートし、着陸地から撤去されることがある。
- 15.6.6 ヘア気球は、バスケットから幕を下げて飛行することがある。このタスクにおいては、競技者はバスケットより下方には、いかなる幕も掲示してはならない。
-

15.7 ウォーターシップ・ダウン WSD

- 15.7.1 競技者は、ヘア気球のローンチ・ポイントに向かって飛行し、ヘア気球を追跡し、ヘア気球の着陸後、そのバスケットから 2メートル以内の風上に設置されたターゲットに向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。
- 15.7.2 ブリーフィングデータ:
- ヘア気球の詳細
 - ヘア気球のローンチ・ポイントの位置
 - ヘア気球の離陸時刻
 - ヘア気球の飛行予定時間
- 15.7.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントからターゲットまでの距離とし、最小結果を最良とする。
- 15.7.4 設定された時刻から 5 分以内にヘア気球が離陸しない場合、このタスクはキャンセルされたものとする。
- 15.7.5 ヘア気球の飛行予定時間の変更は、異議申し立ての対象とはならない。
- 15.7.6 ヘア気球は着陸後デフレートし、着陸地から撤去されることがある。
- 15.7.7 ヘア気球は、バスケットから幕を下げて飛行することがある。このタスクにおいては、競技者はバスケットより下方には、いかなる幕も掲示してはならない。
-

15.8 ゴードン・ベネット・メモリアル GBM

- 15.8.1 競技者は、設定された採点区域内で、ゴールに可能な限り近いところに向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。
- 15.8.2 ブリーフィングデータ
- ゴール / ターゲットの位置
 - 採点区域の詳細
- 15.8.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントとゴール(もし設定されていればターゲット)の距離とし、最小結果を最良とする。
-

15.9 カリキュレイトッド・レート・アプローチ・タスク CRT

- 15.9.1 競技者は、採点区域内で、設定されたゴールに可能な限り近いところに向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。採点区域は、それぞれ固有の有効期間を持つ。
- 15.9.2 ブリーフィングデータ
- ゴール / ターゲットの位置
 - 採点区域の詳細とその有効期間
- 15.9.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントとゴール(もし設定されていればターゲット)の距離とし、最小結果を最良とする。
- 15.9.4 採点区域内かつその有効期間内にマークまたはトラック・ポイントを得られない競技者は、結果を得られないものとする。
-

15.10 レース・トゥ・エリア RTA

- 15.10.1 競技者は、最小の時間で、採点区域内または採点空域内に、タスク・データに定められたように、マークもしくは有効なトラック・ポイントを得る。
- 15.10.2 ブリーフィングデータ
- 時間測定的方式
 - 採点区域の詳細
- 15.10.3 結果は、離陸から、マークもしくは最初の有効なトラック・ポイントを得るまでの経過時間とし、最小結果を最良とする。
- 15.10.4 時間は、マーカが投下された瞬間、役員により落下または地上にあることが目撃された瞬間、エレクトロニクス・マークが記録された瞬間、もしくは、トラック・ポイントのみで採点されることが設定された場合には、採点区域内の最初の有効なトラック・ポイントの瞬間をもって終了する。オブザーバーが使用される場合には、オブザーバーはストップ・ウォッチを所持しなければならない。
-

15.11 エルポー ELB

- 15.11.1 競技者は、最大限に進路を変更するように飛行する。
- 15.11.2 ブリーフィングデータ (マーカが使用されなかった場合)
- トラック・ポイント“A”の詳細
 - トラック・ポイント“B”の詳細
 - トラック・ポイント“C”の詳細
- 15.11.3 ブリーフィングデータ (オブザーバーとマーカが使用された場合)
- “A”、“B”、“C”の定義
 - “A” - “B”の最大、最小距離
 - “B” - “C”の最大、最小距離
- 15.11.4 結果は、180度から角度 ABC を減じたものとし、最大結果を最良とする。
-

15.12 ランド・ラン LRN

15.12.1 競技者は、“A” - “B” - “C”で表わされる三角形の面積が最大となるように飛行する。

15.12.2 ブリーフィングデータ

- a. “A”点の位置
- b. “B”の決定方法
- c. “C”の決定方法
- d. 採点区域の定義

15.12.3 結果は、三角形 ABC の面積とし、最大結果を最良とする。

15.13 ミニマム・ディスタンス MDT

15.13.1 競技者は定められた最小時間または最小距離飛行した後、定点に向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。

15.13.2 ブリーフィングデータ

- a. 時間測定的方式
- b. 最小時間または最小距離最小時間
- c. 定点

15.13.3 結果は、マークまたは最も近い有効なトラック・ポイントから定点までの距離とし、最小結果を最良とする。

15.13.4 採点上の位置は、マークもしくは、最小時間または最小距離飛行後の最良のトラック・ポイントとする。オブザーバーが使用される場合には、最小時間の飛行の後、オブザーバーがマーカ投下を確認する場合、採点を得られたものとする。その他、着陸地点を採点上の位置とすることができるが、この場合、役員が最小飛行時間終了後も、その気球が飛んでいることを確認していなければならない。

15.14 ショーテスト・フライト SFL

15.14.1 競技者は、有効な採点区域内で、定点に向かってマークまたは有効なトラック・ポイントを得るようにする。

15.14.2 ブリーフィングデータ

- a. 採点区域の詳細
- b. 定点

15.14.3 結果は、マークもしくは最良の有効なトラック・ポイントから定点までの距離とし、最小結果を最良とする。

15.15 ミニマム・ディスタンス・ダブル・ドロップ MDD

15.15.1 競技者は、異なる採点区域内に、できる限り接近させて、二つのマークまたは有効なトラック・ポイントを得るようにする。

15.15.2 ブリーフィングデータ

- a. 採点区域の詳細

15.15.3 結果は、2つのマークもしくはトラック・ポイント間の距離とし、最小結果を最良とする。

15.15.4 TDS により指定された異なる採点区域内に有効なトラック・ポイントもしくはマークを得ることのできなかった競技者は、採点結果を得られない。

15.16 マキシマム・ディスタンス・タイム XDT

- 15.16.1 競技者は、定められた最大時間内で、定点からの距離が最大になるようにマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。
- 15.16.2 ブリーフィングデータ
- a. 最大設定時間
 - b. 時間測定的方式
 - c. 定点
- 15.16.3 結果は、マークもしくは最も遠い有効なトラック・ポイントから定点までの距離とし、最大結果を最良とする。
- 15.16.4.1 オブザーバーを使用する競技会において
最大設定時間内に、オブザーバーがマーカー・リリースを目撃しないか、落下を目撃しないか、地上で発見され手渡されない場合、競技者は結果を得られないものとする。
-

15.17 マキシマム・ディスタンス XDI

- 15.17.1 競技者は、定められた一つもしくは複数の採点区域内で、定点からの距離が最大になるようにマークまたは有効なトラック・ポイントを得る。
- 15.17.2 ブリーフィングデータ
- a. 採点区域の詳細
 - b. 定点
- 15.17.3 結果は、マークもしくは有効なトラック・ポイントから定点までの距離とし、最大結果を最良とする。
-

15.18 マキシマム・ディスタンス・ダブル・ドロップ XDD

- 15.18.1 競技者は、一つもしくは複数の採点区域内に、可能な限り離して、二つのマークまたは有効なトラック・ポイントを得るようにする。
- 15.18.2 ブリーフィングデータ
- a. 採点区域の詳細
- 15.18.3 結果は、2つのマークもしくは最も離れた有効なトラック・ポイント間の距離とし、最大結果を最良とする。
-

15.19 アングル ANG

- 15.19.1 競技者は、定められた飛行方位からの角度を可能な限り大きく変更する。方向の変位は、直線 A-B と設定された方位との角度である。
- 15.19.2 ブリーフィングデータ:
- a. “A”と”B”の定義
 - b. 飛行方位の設定
 - c. “A”と”B”の最大、最小距離
- 15.19.3 結果は、直線”A-B”と設定された飛行方位との角度とし、最大結果を最良とする。
-

15.20 3D・シェイプ・タスク 3DT (ロガーによる採点が行われる競技会において)

- 15.20.1 競技者は、設定された空域内で最大距離を得るように飛行する。
- 15.20.2 ブリーフィングデータ:
- a. 設定空域の詳細
- 15.20.3 結果は、設定された空域内の有効なトラックポイント間の蓄積された水平距離とし、最大結果を最良とする。
-

ANNEX 1 - ABBREVIATION LIST 短縮用語一覧

Rule ref	Abbr.	Rule
7.1	CTA	CONTEST AREA (CTA) 競技区域
7.2.	OFB	OUT OF BOUNDS (OFB) 競技外区域
9.1	CLA	COMMON LAUNCH AREA(S) (CLA) 共通離陸区域
	CLP	COMMON LAUNCH POINT(S) (CLP) 共通離陸ポイント
9.2.	ILA	INDIVIDUAL LAUNCH AREAS (ILA) 個別離陸区域
	ILP	INDIVIDUAL LAUNCH POINT(S) (ILP) 個別離陸ポイント
9.2.2	LO	LANDOWNER'S (LO) PERMISSION 地主の許可
9.18	T/O	TAKE-OFF (T/O) (S1 ... etc.) 離陸
11.1	LND	LANDINGS (LND) 着陸
12.6	MKR	MARKER (MKR) マーカー
12.4	SRP	SEARCH PERIOD (SRP) 搜索期間
12.16	SCP	SCORING PERIOD (SCP) 採点期間
12.17	SCA	SCORING AREA (SCA) 採点区域
12.9	GMD	GRAVITY MARKER DROP (GMD) 重力マーカー落下
12.10	FMD	FREE MARKER DROP (FMD) 自由マーカー投下
15.1	PDG	PILOT DECLARED GOAL (PDG)
15.2	JDG	JUDGE DECLARED GOAL (JDG)
15.3	HWZ	HESITATION WALTZ (HWZ)
15.4	FIN	FLY IN (FIN)
15.5	FON	FLY ON (FON)
15.6	HNH	HARE AND HOUNDS (HNH)
15.7	WSD	WATERSHIP DOWN (WSD)
15.8	GBM	GORDON BENNETT MEMORIAL (GBM)
15.9	CRT	CALCULATED RATE OF APPROACH TASK (CRT)
15.10	RTA	RACE TO AN AREA (RTA)
15.11	ELB	ELBOW (ELB)
15.12	LRN	LAND RUN (LRN)
15.13	MDT	MINIMUM DISTANCE (MDT)
15.14	SFL	SHORTEST FLIGHT (SFL)
15.15	MDD	MINIMUM DISTANCE DOUBLE DROP (MDD)
15.16	XDT	MAXIMUM DISTANCE TIME (XDT)
15.17	XDI	MAXIMUM DISTANCE (XDI)
15.18	XDD	MAXIMUM DISTANCE DOUBLE DROP (XDD)
15.19	ANG	ANGLE (ANG)
15.20	3DT	3D SHAPE TASK (3DT)
	MMA	Marker Measuring Area
	TDS	Task (data) sheet タスク・データ・シート
	WIS	Weather Information sheet 気象情報用紙
	FRF	Flight Report Form フライト報告用紙
	GMF	GPS Measuring Form GPS 計測用紙
	TAS	Task Score Sheet タスク成績表
	TOS	Total Score Sheet 総合成績表
	GC	Ground Contact 地上との接触
	GL/TGT	Goal / Target ゴールないしはターゲット
	GB	General Briefing ゼネラル・ブリーフィング